

◇準用河川の管理に関する規則の一部を改正する規則

- 1 河川法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 その他必要な規定を整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、公布の日（令和 8 年 3 月 31 日）から施行することにした。

（建設局道路河川部河川課）